

## やまぐち適正竹林経営促進補助金に係るQ&A

### 1 補助金申請・請求に関すること

**【問1】** 事業対象期間内の竹材搬入量は、市場別の合計が1トンを超えることが必要か。(宇部竹市場と美祢竹市場の搬入量の合計でよいか。)

申請者(竹材生産者)ごとの実施要領に定める期間内が同一であれば、二つの市場の竹材搬入量を合計して、1トン以上ある場合は、補助金請求が可能です。

交付申請書に添付する搬入計画書に2箇所の竹市場の搬入計画を記載してください。

当初計画に1箇所の竹市場のみで申請された場合は、追加計画として、変更手続きを行ってください。

**【問2】** 事業対象期間内の搬入量の合計が1トンを超えるか。

お見込みのとおり、出荷者が同一の場合、竹材搬入ごとに搬入量(kg)を確定していく、要領に定めた事業対象期間内の竹材搬入量の合計を算出し、1トンを超える場合は、補助金を支払います。

出荷者(竹材生産者)は、竹市場への搬入(出荷)回数の制限はありません。

※ 竹材搬入量(kg)については、竹材搬入するごとに(重量kg)の伝票を市場の管理人から出荷者へお渡しします。

**【問3】** 事業対象期間内の市場への搬入量の合計が1トン未満であるが、次の事業対象期間との合計が1トンを超える場合、補助金請求できるのか。

申請者(竹材生産者)ごとの実施要領に定める事業対象期間内の竹材の搬入量が1トン(1,000kg)未満の場合は、補助金請求の対象となりません。

各事業対象期間内の搬入量が請求対象となり、請求期間を過ぎた事業対象期間の搬入量は、請求対象外となります。

(例) 4/15～6/15の間900kg、7/2～7/15の間300kg、合計1,200kg

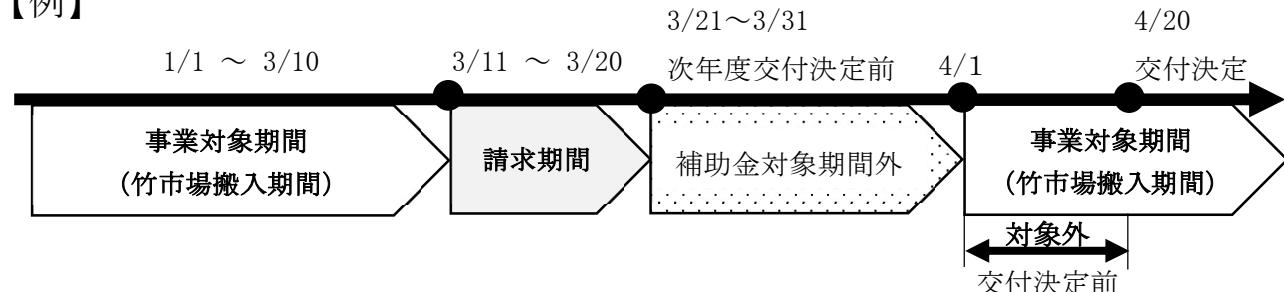
⇒ 第1四半期計 900kg 1トン未満 補助金対象外  
第2四半期計 300kg 1トン未満 補助金対象外

**【問4】** 3月11日以降に竹市場に搬入した場合、補助金申請できるのか。  
(いつ、補助金請求できるのか。)

実施要領の別表2に定めるとおり、3月11日から3月31日までの間及び交付決定で承認した期間外に竹市場に搬入した竹材量は、補助金の対象外となります。

(補助金対象は、補助金交付決定後から3月10日までに、竹市場に搬入された竹材重量)

**【例】**



**【問5】** 請求期間を過ぎた場合、補助金の支払いはどうなるか。  
(例:2月に竹市場に搬入した場合、7月の請求受付は可能か。)

実施要領別表2のとおり、補助金請求受付期間は年4回あり、請求受付期間を過ぎた請求は、受け付けることができません。(補助金は、支払えません。)

2月の搬入した補助金の請求期間は、3/11～3/20です。

なお、請求は、交付決定後の竹市場への竹材搬入量が対象になります。

**【問6】** 4月に翌年3月までの補助金申請を行い、交付決定を受けた補助金について、4回請求書を提出し、補助金を受領することになるのか。

第3四半期までは、実施要領第11条に定める、概算払いによる補助金請求を行ってください。

その後、実績報告、額の確定後、最終の第4四半期の補助金請求を行ってください。

## 2 搬入量の数値の取扱いに関すること

【問7】 請求時は、1トン(1,000kg)未満の数値以下の取り扱いはどうなるか。

竹市場へ竹材搬入時に発行される伝票を合計し、1トン(1,000kg)未満は、端数処理として切り捨てます。

【例】 事業対象期間が同一の場合(9/11～12/31)

1回目	2回目	3回目	合計
350kg	710kg	1,030kg	2,090kg



【補助金対象額】

2トン (90kgは切捨)

【問8】 合計して切り捨てとなった端数(1kg～999kg)は、次回の請求申請対象となるのか。

次回の申請対象にはなりません。(切り捨て処理した搬入量は、次回の事業対象期間へ持ち越すことはありません。)

【問9】 1トン未満を搬入(持込)した場合は、補助対象となり得るのか。

実施要領に定める事業対象期間内の竹市場への竹材搬入量が、1トン未満の場合は、補助金対象となりません。(補助金請求できません。)

### 【参考】 竹市場での取り扱い

【問】 竹材搬入後、保管する過程で竹材が乾燥し、搬入(持込)時の重量と買取時の重量に差が生じた場合は、重量精算であるため、買い手側、売り手側どちらが損をすることも想定されるが、差額分はどちらが負担するのか。

相対取引ではなく、複数の竹林経営マイスターが竹材を搬入し、かつ複数の利用者が買取することを想定していることから、売り手側、買い手側、どちらかが負担するという考え方ではありません。

また、買取価格と販売価格に差を設けていることや、本数取引の竹材もあることから、単純にどちらかが損をするということにはなりません。

### 3 請求方法や書類手続きの流れについて

【問10】 請求書は、いつ誰にどのように提出すれば良いか。

項目	内 容
いつ	実施要領別表2に記載の請求受付期間(年4回)
提出先	山口県農林水産部森林企画課事業体支援班 TEL:083-933-3460
提出方法	森林企画課電子メールアドレス宛に必要書類を送信等 a17700@pref.yamaguchi.lg.jp (郵送可:当日消印有効)
受領確認 (受付日)	電子メール:森林企画課電子メール受信日時 郵送:郵便局の消印の日付 持参:請求書に森林企画課受領印を押印し、写しを手交
留意事項	請求書提出前に交付申請、交付決定の手続きが必要です。

【問11】 書類を郵送する場合、請求受付期間内に県庁(森林企画課)へ必着か。消印有効か。

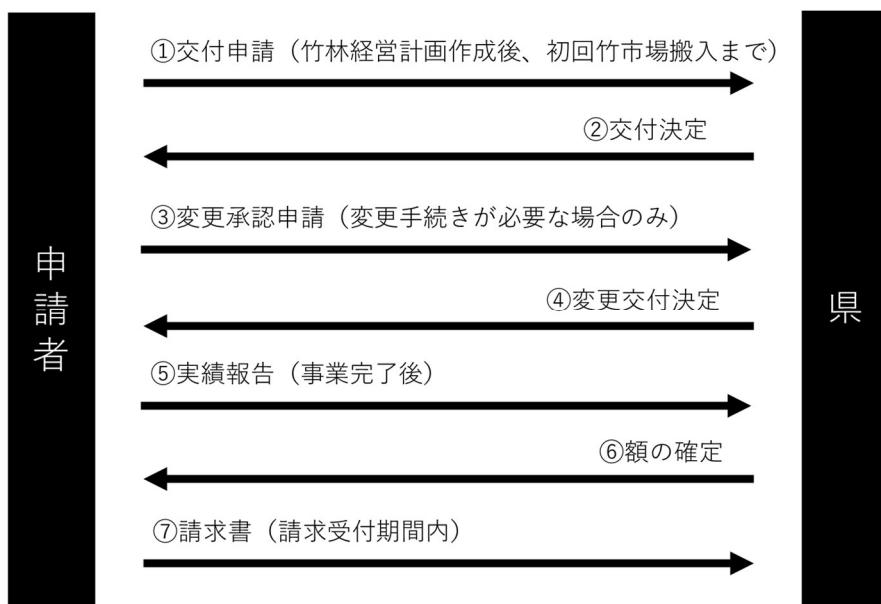
書類を郵送される場合、実施要領に定める請求受付期間内の提出かどうかは、消印の日付により確認します。

消印の日付が請求受付期間内であれば、補助金を交付します。

【問12】手続きの流れは、どうなっているか。

下図の流れのとおりです。

必要な書類は、実施要領別表1(第6条関係)を参照してください。



## 4 変更手続きについて

### 【問13】 どのような場合、変更手続きが必要か。

交付要綱第6条のとおり、内容の変更、中止、廃止の場合は、別記第2号様式の提出が必要です。

なお、申請が不要な変更(軽微な変更)は、交付決定額の3割を超えない範囲で補助金の額を減額する場合であり、それ以外は変更手続きが必要です。

#### 【例】変更の場合

交付決定額	変更見込額	変更手続きの有無	理由
12,000円	15,000円	必要	増額
	3,000円	必要	3割を超える減額
	9,000円	不要	軽微な変更

### 【問14】 搬入計画書に変更があった場合、どのような手続きが必要か。

区分や竹種、月ごとの数量や、竹市場の追加の変更があった場合、実施要領別記第1号様式の搬入計画書に、変更箇所が分かるように記載し、変更承認申請書に添付します。

ただし、【問13】に記載のとおり、数量が変わった場合、変更見込額が、「軽微な変更」である場合、手続きは不要です。

## 5 補助対象について

### 【問15】 補助対象者は誰か。

竹市場への運搬費に係る補助であるため、県が認定した竹林経営マイスター(所属する団体、企業含む)に限定しています。

### 【問16】 補助対象となる竹材は何か。例外は、ないか。

竹市場運営規程に定める「竹材規格及び竹材単価表」に記載のあるS材、A材、B材、C材、D材を対象としています。

現時点の取り扱いでは、搬入される竹材に例外としているものは、ありません。

### 【問17】 竹材加工業者(買い手側)への補助金は無いか。

竹材生産の竹林から竹市場への運搬費に係る補助であるため、県が認定した竹林経営マイスターに限定しています。

買い手側は、相対取引で複数者から買い取っていたところが、竹市場の利用により、運搬費を軽減できると想定されることから、本補助金は竹材生産者(売り手側)への補助としています。

【イメージ図】

